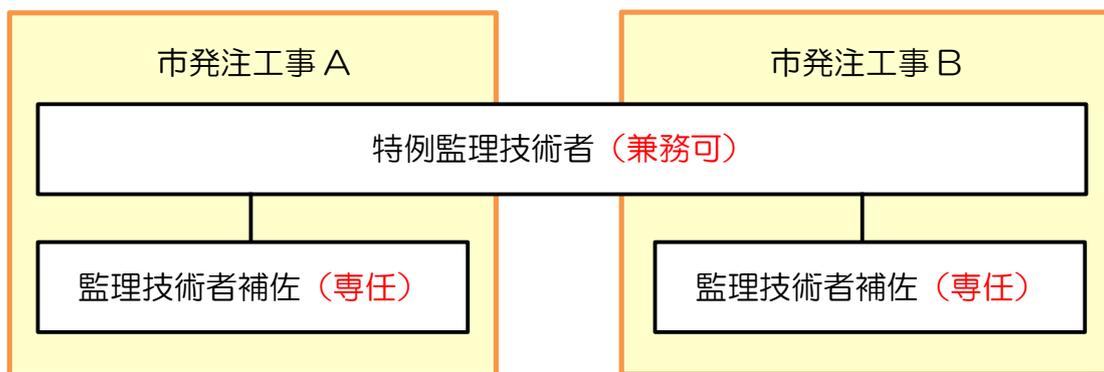


監理技術者の専任義務の緩和について

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）について、以下のとおり取り扱うこととしました。

制度概要

監理技術者補佐をそれぞれの工事に専任で配置した場合には、特例監理技術者の兼務が可能となります。



特例監理技術者の配置要件

次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することができます。

- ・ 予定価格が 3億円未満（営繕工事（建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。）にあっては2億円未満）の工事 であること。
- ・ 兼務する工事数は 同時に2件までとし、いずれも輪島市発注工事 であること。
- ・ 兼務する 工事現場が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内（工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所） にあること。

※ 上記にかかわらず、工事の規模や施工の難易度等から兼務が認められないと判断される場合は、その旨を入札公告に明記します。

監理技術者補佐の要件

- ・ 主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補又は監理技術者資格を有する者等であること。
- ・ 専任で配置すること。
- ・ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（雇用期間3か月以上）にあること。
- ・ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。

適用開始日

令和4年4月1日以降の公告案件から適用します。